

## 第1章 計画の策定にあたって

出雲市では、これまで障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが人間としての尊厳と権利を尊重され、自立し、社会参加することができ、健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざし、平成9年(1997)に「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定し、「心づくり」「地域づくり」そして「都市づくり」に積極的に取り組んできました。

地域共生社会を実現するために、障がい者及び障がい児とその家族、市民、相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業所と行政が、障がい者施策推進協議会を中心に、協働する実施体制を構築しています。

これまでの取組で、障がい者及び障がい児が地域社会でともに暮らす環境は、徐々に整えられてきました。しかし、障がい者及び障がい児の住居や就労の場の確保は不十分であり、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援をさらに充実していく必要があります。

そのため、本計画では地域共生社会の実現に向けて、特に①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備に努めます。

### 1. 社会情勢

年 号	法 令 等
平成18年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者自立支援法の施行</li><li>・ 国連総会での障害者の権利に関する条約採択</li></ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の権利に関する条約に日本が署名</li></ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の成立</li></ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布</li><li>・ 障害者基本法の改正</li></ul>
平成24年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の公布</li><li>・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行</li></ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行</li><li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布</li><li>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正</li></ul>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の権利に関する条約の批准、発効</li></ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行</li><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布（平成30年(2018)4月1日施行）</li></ul>

## (1) 障害者自立支援法の成立

平成15年(2003)に身体障がい者、知的障がい者、障がい児を対象として、従来の行政処分としての措置制度からサービスの利用者とサービスを提供する施設、事業者が対等の立場に立って契約に基づくサービスを提供するための契約制度に移行することを目的として、支援費制度が導入されました。支援費制度の施行後、在宅サービスの利用者数の増加、障がい種別ごとのサービス格差、サービス水準の地域格差、在宅サービス予算の増加と財源問題等の課題が生じたため、こうした課題に対処するために、平成17年(2005)に障害者自立支援法が公布され、平成18年(2006)から施行されました。

障害者自立支援法は支援費制度で生じた課題を改善するために、①身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい一元化、②利用者本位のサービス体系に再編成、③安定的な財源の確保、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の透明化・明確化の5つの視点を取り入れました。

平成21年(2009)12月に国において障がい者制度改革推進会議が設置され、障害者基本法の根本的な改正、障害者差別禁止法、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法などの検討が行われ、平成22年(2010)12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる「つなぎ法」)が成立しました。この法律では、応能負担の原則、発達障がいを対象とする相談支援の充実、障がい児支援の強化、グループホーム、ケアホームへの家賃助成等が強化されました。

## (2) 障がい者総合支援法の成立

障害者自立支援法に代わる法律は、平成24年(2012)6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障がい者総合支援法」という。)となり、平成25年(2013)4月から施行されました。障がい者総合支援法は、平成23年(2011)8月の障害者基本法の改正の目的規定を踏襲し、「自立」の代わりに新たに「基本的人権を享受する個人としての尊厳」を明記し、障がい福祉サービス給付に加え、地域生活支援事業による支援をあわせて、総合的に行うこととしました。

また、障がい福祉サービスの対象に難病患者等を加え、重度訪問介護の対象を知的障がい者・精神障がい者にまで拡大し、ケアホームをグループホームへ一元化しました。

さらに、地域共生社会を実現するため、平成25年(2013)4月から市町村が実施する地域生活支援事業に、新たに障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業を追加しました。また、障がい程度区分に代わる障がい支援区分(※1)にもとづく支給決定などの見直しが行われました。

※1 障がい支援区分

障がい者等の特性や心身の状態に応じて必要な標準的な支援の度合を示すもの。非該当、1から6に区分される。

### (3) 改正障がい者総合支援法と改正児童福祉法の施行に向けて

平成28年(2016)5月には、参議院本会議において「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年(2018)4月から施行されることとなっています。今回の法律改正は、障がい者総合支援法が平成25年(2013)に施行された際、施行後3年を目途として見直すこととされていたことによる改正であり、改正のポイントは、①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3点であり、障がい者等が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する一層の支援を図るための新しいサービス（自立生活援助、就労定着支援）（※1、2）の創設や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の支援対象の拡大）（※3、4）を図るほか、児童福祉法の改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、平成30年度(2018)から都道府県及び市町村において「障がい児福祉計画(平成30年(2018)～平成32年(2020))」を策定することとなりました。

さらに、サービスの質の確保・向上を図るために、補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とすることとなります。加えてサービスの質の向上に向けて、都道府県ではサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられます。

---

#### ※1 自立生活援助

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、病院等を利用していた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や障がい者からの相談に応じ、必要な助言を行うサービス（利用期間：1年間、条件付きで更新可）

#### ※2 就労定着支援

事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所での就労の継続を図るために、事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行うサービス（利用期間：3年間、1年毎に支給決定期間を更新）

#### ※3 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がい児等について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導を提供するサービス

#### ※4 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

全国の乳児院や児童養護施設の入所者に占める障がい児の割合は、3割程度（乳児院28.2%、児童養護施設28.5%/平成24年度(2012)）となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が必要なことから、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（直接支援）を行うとともに、施設職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等（間接支援）を行うサービス

#### **(4) 障がい者の権利に関する法整備**

平成18年(2006)、第61回国連総会本会議において、「障害者の権利に関する条約」(以下「障がい者権利条約」という。)が採択され、日本はこの条約に平成19年(2007)に署名しました。その後、国においては、障がい者権利条約批准に向けて国内的な環境整備を行うこととし、平成23年(2011)8月の障害者基本法の改正や、障がい者総合支援法の成立、平成25年(2013)6月の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障がい者雇用促進法」という。)の改正等、様々な法整備が行われました。

そうした一連の経緯の中で、平成23年(2011)6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障がい者虐待防止法」という。)が成立し、障がい者の虐待防止に国と自治体の責務が定められ市町村、都道府県の窓口として、それぞれ市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。

また、平成25年(2013)6月には、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化し、それが遵守されるための具体的な措置等を規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障がい者差別解消法」という。)が公布され、平成28年(2016)4月から施行されました。

これらの法整備等によりひととおりの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、平成25年(2013)10月に、障がい者権利条約締結に向けた国会での議論が始まり、同年11月の衆議院本会議、12月の参議院本会議において、全会一致で障がい者権利条約の締結が承認され、平成26年(2014)1月に批准書を国連に寄託、同年2月に我が国において発効されました。

#### **(5) 障がい者の権利に関する市の取組**

##### **① 障がい者虐待防止センターの設置**

障がい者虐待防止法の施行を受けて、平成24年(2012)10月に「出雲市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する通報に対し24時間体制で対応する体制を構築しました。

##### **② 障がい者差別相談センターの設置**

障がい者差別解消法の施行を受けて、平成28年(2016)4月に障がいを理由とする差別に関する相談窓口として「出雲市障がい者差別相談センター」を設置し、障がい者差別の解消に向けて、関係機関と連携し、調整に取り組んでいます。

##### **③ 手話の普及の推進に関する条例の制定**

ろう者(手話を言語として日常生活または社会生活を営む聴覚障がい者)の手話による意思疎通を図る権利が尊重され、手話を使用しやすい環境の整備を図ることを目的として、平成29年(2017)9月に島根県内の自治体で初の「出雲市手話の普及の推進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、手話に関する施策を実施し、ろう者とろう者以外の者が互いに認め尊重し合う地域社会の実現に取り組めます。

## 2. 計画の位置づけ

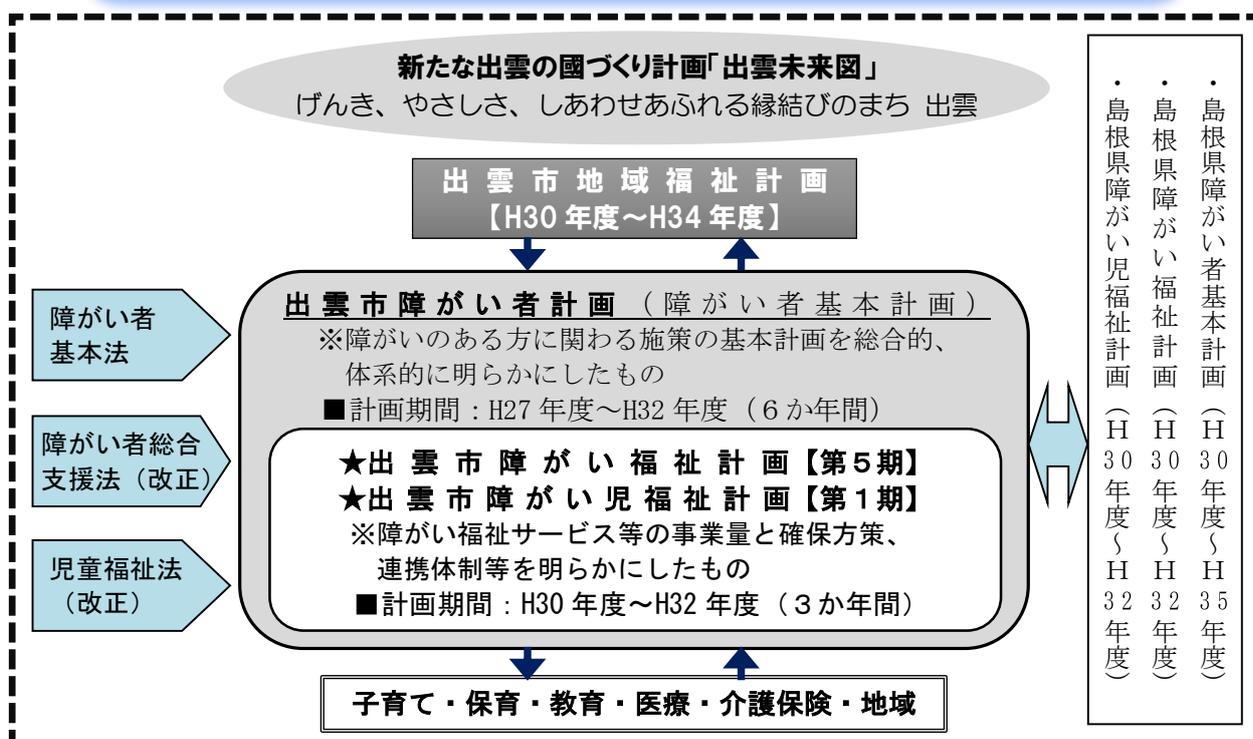
本計画は、「障がい者総合支援法」第88条に基づく市町村福祉計画であるとともに、平成28年(2016)に改正された児童福祉法第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として、両計画を一体的に策定しました。

本計画により、障がい者等が望む地域において、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が確保される体制整備を行うため、本市の必要なサービス量を見込むとともに、サービス提供水準の向上を図ります。

また、障がい福祉計画の基本的な方向性を示す出雲市障がい者計画（平成27年度(2015)～平成32年度(2020)）や島根県障がい者基本計画（平成30年度(2018)～平成35年度(2023)）、島根県障がい福祉計画（平成30年度(2018)～平成32年度(2020)）及び島根県障がい児福祉計画（平成30年度(2018)～平成32年度(2020)）との調和を保ちながら策定しました。

さらに、市のまちづくりの方向性を示した『新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」』における取組や、福祉計画の上位計画である「出雲市地域福祉計画」と連携するとともに、平成29年度(2017)策定の他の福祉関連計画である「第7期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「出雲市子ども・子育て支援事業計画」など関連する計画等との関係性についても強化していきます。

### 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の位置づけ



### 3. 計画の対象期間

計画期間は、平成30年度(2018)から平成32年度(2020)までの3年間です。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
前 障がい者計画			障がい者計画 (障害者基本法) 6か年					
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画 (障がい者総合支援法) 3か年			第5期障がい福祉計画 (障がい者総合支援法) 第1期障がい児福祉計画 (児童福祉法) 3か年		

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス提供事業所への調査を行い、障がい福祉サービスの見込量や施設整備状況、地域移行の状況、平成30年度(2018)からの新規事業への参入予定等を把握するとともに、必要に応じて障がいのある方の団体の皆様から意見を聴取し計画に反映しました。さらに、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映しました。

また、障がい者団体、障がい福祉サービス提供事業所、教育、医療、就労その他生活支援各分野の代表、学識経験者等関係機関で構成する出雲市障がい者施策推進協議会(委員名簿は、63ページ参照)において計画内容を審議しました。